

陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受理番号	2864	受理年月日	令和4年3月22日
件名	児童相談所における子供の環境改善の要請		
要旨	<p>今世の中は、児童虐待殺人事件を阻止し、児童虐待阻止の強化が強く求められている。我が団体も同じ気持ちで活動を行っている。ただ、児童相談所では、子供の人権、児童の福祉がないがしろにされている。子供の自殺について児童相談所が取り込まれていないことが非常に残念である。取り組んでほしい。子供の保護環境が改善されるよう陳情する。</p> <p>児童相談所では以下に記載のとおり、子供の人権、意見、意思が全く反映されないシステム・対応となっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 18歳を超えて保護することは、子供の定義を逸脱した行為である。 2 児童相談所が1年間に相談を受け、生存確認する人数は、18歳までの児童の人口の1パーセントであり、残りの99パーセントの児童の生存確認は一切されず、その対応を、厚生労働省を含め全く検討されていないことが問題である。189通報では、児童虐待を阻止できないことが分かる。 3 密室で会議が行われ、児童や親の意見が全く公平に尊重されていないため、第三者や当該児童の意見が反映されない状況である。国連子どもの権利委員会から日本政府に対して児童相談所の一時保護措置を廃止するように勧告された。 4 虐待の定義が著しく抽象的であり、職員の主観であるが、虐待の定義が児童相談所の恣意に委ねられており行政裁量となっているため、職員の判断のみで虐待に仕立て上げられる。全て自治体任せであるが、判断の基準や責任の所在が曖昧になっている。県職員等一般職にできる業務ではない。警察などの捜査能力がなければ業務遂行ができない。については、こども家庭庁発足に先立ち、児童相談所において子供の人権を遵守する改善策が早期に実施されるよう、以下の項目についての意見書を国の関係機関に提出することを願う。 <ol style="list-style-type: none"> 1 民法で成人は18歳となっており、成人を保護対象から外すこと。 2 学校で行われる自殺願望・いじめ関係のアンケートに、児童虐待を受けているかを追加すること。 3 施設入所等の措置を要すると認めるときは、子供に弁護士を代弁者とするを許可すること。 4 児童相談所職員の面談時は、カメラ及びボイスレコーダーでの記録の義務化を強く要望し、これに反した場合は刑事的処罰を受けるものとする。 5 刑事訴訟法第239条第2項に基づき、児童虐待があると思料するときは漏れなく告発すること。できないのであれば、警察がまず必ず捜査し、その後、逮捕後緊急保護するよう調整すること。 <p>また、以上の5点を盛り込んだ確実な実施が確認されない場合は、文部科学省からの予算を児童虐待対応に流用しないことや文部科学省の人員を児童虐待対応に人員配置しないことを求める意見書を、国の関係機関に提出することを願う。</p> 		
陳情者			
回付委員会	教育福祉委員会		